

検証 共謀罪

廃止しかなない

刑法原則を大転換し国民の内心処罰、監視社会をもたらす違憲立法「共謀罪」法。

拙速審議のうえ、参院法務委員会での審議を一方的に打ち切り、本会議で強行採決した安倍政権と自民、公明の与党に国民の怒りは沸騰しています。日弁連や「安保関連法制に反対する学者の会」などからは「共謀罪」廃止を求める声が広がっています。目前に迫る東京都議選で、政権・与党の暴走に審判を下すことが求められます。「共謀罪」法の危険を検証します。

限定されない

「共謀罪」法は2777もの罪を対象に、実行行為ではなく、計画しただけで処罰され

「一般人」とは誰か

①

林刑事局長(左)に答弁を促す金田勝年法相(右) 1日、参院法務委



る仕組みです。

処罰範囲の拡大に対する不安の声に政府は、①組織的犯罪集団の計画②実行準備行為をみたらすように要件を厳格化したとして、「一般人の人は処罰、捜査の対象とはならない」と繰り返し返します。

しかし、一般人と組織的犯罪集団の境目はまったくあいまいです。「限定」どころか、警察のさじ加減一つで乱用される恐れが大きいのです。

金田勝年法相は「組織的犯罪集団とは」として、テロリズム集団、麻薬密売組織、暴

力団を常に例示してきましたが、参院審議で「それに限定されない」と答弁(8日、参院法務委員会)。ふりまかれるイメージと実際の処罰範囲がかけ離れていることを印象付けました。

一方、「対外的には環境保護や人権保護を標榜(ひょうぼう)していても、それが言わば隠れみの」で、共同の目的が重大犯罪の実行にある団体は組織的犯罪集団だと述べています(5月29日)。参院審議に入り、突然政府が言い出したものです。

環境保護団体や人権団体、労働組合や市民運動グループでも、それが「隠れみの」だとして日常的な警察の監視、調査の対象となりうるのです。結局、どんな集団が組織的犯罪集団なのかは全くはっきりしません。

構成員以外も

しかも「2人で(犯罪を)

計画した者とは、団体(組織的犯罪集団)の構成員に限定されるのか」との質問に、法務省は「組織的犯罪集団の構成員でない者も計画の主体になりうる」(1日)と答弁。まさに一般人も処罰されるということです。

さらには「組織的犯罪集団の構成員ではないが組織的犯罪集団と関わり合いがある『周辺者』という新しい概念を登場させたのです。(同日)

まさに一般国民には「処罰されない一般人とは誰か」が全くわからない状況が、審議すればするほど深まったのです。

処罰範囲のあいまいさを批判されると公明党の斉藤鉄夫幹事長代行は、18日のNHK日曜討論で、組織的犯罪集団の条文の定義を読み上げ、「わかりにくい明快だ」と「珍答弁」。失笑をかいました。(つづく)